

東京都豊島区生活安全条例

右の議案を提出する。

平成十二年九月二十九日

提出者 東京都豊島区長 高 野 之 夫

東京都豊島区生活安全条例

(目的)

第一条 この条例は、生活の安全を守るための区民の自主的活動を推進すること等により、犯罪の防止を図り、もって安全で明るい街づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区民等 東京都豊島区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)に居住又は滞在する者(通称する者を含む。)をいう。
- 二 事業者 区内で事業活動(路上においてピラ等を配布する行為を含む。)を行うすべての者をいう。
- 三 土地建物占有者等 区内に所在する土地又は建物を占有又は管理する者をいう。

(区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- 一 区民等の生活安全意識の啓発
- 二 区民等、事業者、土地建物占有者等、ボランティア、民間非営利組織及び区内の公共的団体による生活安全の確保に寄与する自主的活動(以下「生活安全活動」という。)に対する支援

三 建物に係る安全な環境の整備に関する指導  
四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な事項

2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区の区域を管轄する警察署等関係行政機関、防犯関係団体等と緊密な連携を図るものとする。

(区民等の責務)

第四条 区民等は、自らの生活が安全に営まれる環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 区民等は、区が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、自らの事業活動が安全に行われる環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 事業者は、生活安全を阻害するおそれのある勧誘及び宣伝活動を自粛しなければならない。

3 事業者は、区が実施する第三条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物占有者等の責務)

第六条 土地建物占有者等は、その土地又は建物に係る安全な環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 土地建物占有者等は、区が実施する第三条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(指導)

第七条 区長は、共同住宅、物品販売業を営む店舗又はホテルその他の不特定かつ多数の者が利用する建物について建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に基づき確認申請等をしようとする建築主に対し、あらかじめ、防犯カメラ等安全な環境の確保に効果的な設備の設置等に関して、当該建物の所在地を管轄区域とする警察署と協議するよう指導するものとする。

(協議会)

第八条 区に東京都豊島区生活安全協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、区民の生活安全に関する問題の現状把握に努め、生活安全に関する事項について協議する。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

生活の安全を守るための区民の自主的活動を推進すること等によって、犯罪の防止を図るため、本案を提出いたします。

## 東京都豊島区生活安全協議会設置要綱（案）

### （設置）

第 1 条 東京都豊島区生活安全協議会（以下「協議会」という。）は、区、区民、警察署等関係行政機関が一体となって、犯罪の防止を図るための協議をすることによって、安全で明るい街づくりを推進することを目的とする。

### （協議事項）

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 生活の安全を阻害している問題に関すること。
- (2) 生活の安全を改善するための方策に関すること。
- (3) 生活の安全に関連する要望・意見に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

### （組織）

第 3 条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、豊島区長とする。
- 3 委員は、別記 1 に掲げるものとする。

### （会長の職務）

第 4 条 会長は、協議会を代表し、必要に応じ協議会を開催する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 会長は、協議の結果、必要と認める場合には、区の区域を管轄する警察署等関係行政機関に対し協力を要請することができる。

### （部会）

第 5 条 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、協議会に部会を設けることができる。

- 2 部会について必要な事項は、会長が定める。

### （庶務）

第 6 条 協議会に関する庶務は、豊島区区民部地域文化課において処理する。

別記 1

東京都豊島区生活安全協議会委員（案）

- 豊島区長
- 池袋西地区環境浄化推進委員会
- 池袋西口駅前環境浄化推進委員会
- 池袋東地区環境浄化推進委員会
- 巣鴨ビル・マンション・アパート防犯協議会
- 東池袋マンション連絡協議会
- 池袋防犯協会
- 目白防犯協会
- 巣鴨防犯協会
- 母の会・母性協会
- 保護司会
- 町会連合会
- 商店街連合会
- ライオンズクラブ
- ロータリークラブ
- 日本ガーディアン・エンジェルズ池袋支部
- 小学校PTA連合会
- 中学校PTA連合会
- 青少年委員会
- 青少年育成委員会連合会
- 豊島区青少年問題協議会
- 公募による委員
- 第四建設事務所長
- 池袋警察署長
- 池袋警察署生活安全課長
- 目白警察署長
- 目白警察署生活安全課長
- 巣鴨警察署長
- 巣鴨警察署生活安全課長
- 池袋消防署長
- 豊島消防署長
- 区民部長
- 子ども家庭部長
- 都市整備部長
- 土木部長
- 教育委員会事務局次長

生活安全に関する法律、条令等

1. 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（風適法）

区 分	営業種類	営業の禁止区域	客引の禁止	広告及び宣伝の規制
風俗営業	8種類 ①キャバレー営業等 ②料理店営業 ③ナイトクラブ営業等 ④ダンスホール、ダンス教授所 ⑤低照度飲食店営業等 ⑥区画席飲食店営業等 ⑦マージャン屋、パチンコ屋 ⑧ゲームセンター等	都道府県条例で定める地域内  ①第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 ②学校、図書館、児童福祉施設、病院・収容施設を有する診療所の周囲100mの区域内。 (但し、近商・商業地域で例外地域あり。)	禁止	営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。
性風俗特殊営業	店舗型性風俗特殊営業	①学校、図書館、児童施設、その他で都道府県条例で定める敷地の周囲200mの区域内。 ②都道府県条例で定めた地域。	禁止	広告制限区域 ①学校、図書館、児童施設、その他で都道府県条例で定める敷地の周囲200mの区域内。 ②都道府県条例で定めた地域。(営業の禁止区域と同じ)
	無店舗型性風俗特殊営業	①派遣型マッサージ ②アダルトビデオ通信販売		※広告制限区域では禁止 ①看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物等への掲出・表示。
	映像送信型性風俗特殊営業	①パソコン通信		

## 2. 東京都テレホンクラブ等営業及びデパートクラブ営業の規制に関する条例（テレクラ条例）

営業の禁止区域	広告及び宣伝の規制
(営業所設置禁止区域) ①学校、児童福祉施設、図書館、病院・収容施設を有する診療所の周囲 200mの区域内。 ②第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	①広告・宣伝が可能な場所は、店舗型性風俗特殊営業・テレホンクラブ・デパートクラブの営業所 ②営業所設置禁止区域では営業所名称等の広告文書等の配布は禁止（但し①を除く） ③青少年に対しては、営業所名称等の広告文書等の配布は一切禁止

## 3. 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（迷惑防止条例）

粗暴行為の禁止	押売行為の禁止	客引の禁止
①公衆の場所等での卑猥な言動 ②公衆の場所等での不安を覚えさせる言動 ③祭礼等での混乱誘発行為	①戸々を訪れての押売り ②公共の場所等での押売り	①わいせつな見せ物、物品・行為、これらを仮装したものの観覧、販売、提供についての客引 ②売春類似行為をするため、公衆の目にふれる方法での客引、客待 ③人の身体、衣服をとらえ、所持品を取り上げる等、しつような客引

## 4. 道路交通法

道路における禁止行為	道路使用の許可が必要なもの
①交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置くこと ②酒によって交通の妨害となるような程度にふらつくこと ③交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、立ちどまっていること ④交通のひんぱんな道路において、球戯、ローラースケート等を行うこと  その他	①道路における工事若しくは作業 ②道路での、場所を移動しない露店、屋台等 ③道路での祭礼・ロケーション等一般交通に著しい影響を及ぼす行為 ④道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼす行為

## 5. 軽犯罪法

罰則行為
①他人の進路に立ちふさがって、若しくはその身边に群がって立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人に付きまとう行為 ②みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の表示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは表示物を汚す行為  その他

## 6. 屋外広告物法

広告物の制限	違反に対する措置
①都道府県の条例で、美観風致を維持するために必要があるときは、広告物の表示・掲出物件の設置を禁止又は制限できる。 ②都道府県の条例で、公衆に対する危害を防止するために必要があるときは、広告物の表示・掲出物件の設置を禁止又は制限できる。	①はり紙の場合で、違反が明らかな場合には、知事（区長）が除去できる。 ②はり札、立看板の場合は、表示されてから相当の期間を経過し、かつ、放置が明らかで、違反が明らかな場合には、知事（区長）が除去できる。

## 7. 東京都屋外広告物条例

広告物の表示・掲出の禁止物件及び許可が必要な区域	禁止物件・許可区域の適用が除外される広告物	違反広告物に対する措置
「禁止物件」 ①道路標識、信号機、歩道さく ②電柱、街路灯柱、消火栓標識  その他  「許可が必要な区域」 ①特別区の区域	東京都規則の基準に適合すること。  ①他の法令による広告物 ②公共的目的の広告物 ③公益目的行事等の広告物 ④公益上必要な施設・物件へ寄贈者を表示する広告物 ⑤「自家用広告物」 ⑥自己管理物件で管理上必要な広告物 ⑦冠婚葬祭、祭礼等の広告物  その他	①知事（区長）は、違反広告物の表示者等に除去等を命ずることができる。 ②広告物の表示者等が不明なときは、5日以上の期限内に除去するように命じ、公告を行った上で知事（区長）は自ら除去できる。

## 8. 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例

### （ぼったくり防止条例）

規制対象営業	不当な勧誘、料金の取立て等の禁止
新宿、池袋、渋谷、上野での次の営業を規制。 ①異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業。 ②客の接待をして飲食させる営業のうち、バー、酒場その他客に種類を提供して営む営業。	性風俗営業等の客となるように勧誘、広告、宣伝に当たって次の行為の禁止。 ①実際のものよりも著しく低廉であると錯誤させるような事項を告げ、又は表示すること。 ②不実のことを告げること。  粗野、乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法での料金・違約金等の取立ての禁止。

## 9. 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

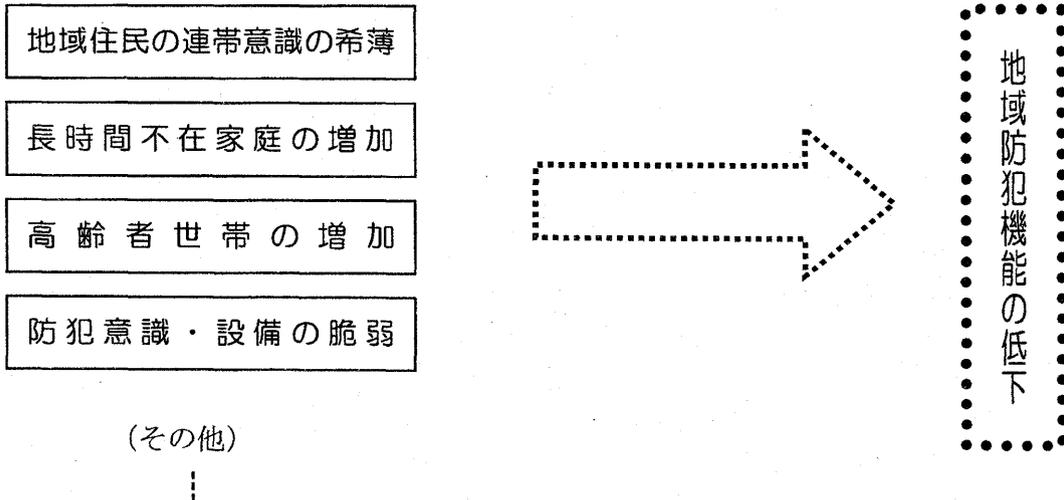
罰則行為
①酩酊者が、公共の場所又は乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたとき

## 10. 東京都青少年の健全な育成に関する条例

## 11. 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

## 生活安全条例により期待される効果

### ① 現代都市社会の傾向



### ② 条例制定により期待される効果

